

令和2年5月27日

人事院事務総局職員福祉局長

「セクシュアル・ハラスメントの防止等について」の一部改正について（通知）

「セクシュアル・ハラスメントの防止等について（平成26年7月1日職職—223）」の一部を下記のとおり改正したので、令和2年6月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 セクハラを行う職員（以下「 <u>行為者</u> 」という。）は、上司など被害者より地位が上の者が特に多いことから、新たに監督者となった職員に対する研修の実施を徹底し	1 セクハラを行う職員（以下「 <u>加害者</u> 」という。）は、上司など被害者より地位が上の者が特に多いことから、新たに監督者となった職員に対する研修の実施を徹底し

、その内容の充実を図るとともに、監督者を対象とする研修等の機会に、セクハラ防止等に関する意識を啓発し、監督者としての役割を再認識させるようにすること。また、苦情相談した際の上司等の対応に被害者が不満を持つことも少なくないので、被害者から相談を受けた場合の監督者の対応の在り方についても理解を深めさせるようにすること。

4 セクハラを受けた際の苦情相談の体制については、相談体制の周知不足や相談員を通じて上司や同僚に知られたいくない又は相談員の対応に不安がある等により実際に相談する者が少なく、被害者から信頼され、十分に活用されているとは言い難い状況にあることから、相談体制について必要な見直しを行い、被害者から信頼され、被害者にとって相談しやすい体制の確立に向けて、一層の整備を図ること。

(1)・(2) (略)

(3) 相談員に対し、規則第9条第

、その内容の充実を図るとともに、監督者を対象とする研修等の機会に、セクハラ防止等に関する意識を啓発し、監督者としての役割を再認識させるようにすること。また、苦情相談した際の上司等の対応に被害者が不満を持つことも少なくないので、被害者から相談を受けた場合の監督者の対応の在り方についても理解を深めさせるようにすること。

4 セクハラを受けた際の苦情相談の体制については、相談体制の周知不足や相談員を通じて上司や同僚に知られたいくない又は相談員の対応に不安がある等により実際に相談する者が少なく、被害者から信頼され、十分に活用されているとは言い難い状況にあることから、相談体制について必要な見直しを行い、被害者から信頼され、被害者にとって相談しやすい体制の確立に向けて、一層の整備を図ること。

(1)・(2) (略)

(3) 相談員に対し、規則第8条第

1項の指針（運用通知別紙第2

「セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針」）を十分に認識した上で、責任をもって相談に対応するよう指導を徹底するとともに、苦情相談に関する知識、技能等を向上させるため、相談員に対する研修等を実施し、又は相談員を人事院の研修等に積極的に参加させること。

(4)～(7) (略)

6 セクハラに関する処分については、外部に知られないように職場内で処理しようとする事等から、甘くなっているのではないか、また、そのことがセクハラの再発等を招いているのではないかとの指摘もあることから、行為者等に対しては、「懲戒処分の指針について」（平成12年3月31日職職－68）を踏まえて厳正な処分を行うとともに、「懲戒処分の公表指針について」（平成15年1月10日総参－786）を踏ま

2項の指針（運用通知別紙2「

セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針」）を十分に認識した上で、責任をもって相談に対応するよう指導を徹底するとともに、苦情相談に関する知識、技能等を向上させるため、相談員を人事院の研修等に積極的に参加させること。

(4)～(7) (略)

6 セクハラに関する処分については、外部に知られないように職場内で処理しようとする事等から、甘くなっているのではないか、また、そのことがセクハラの再発等を招いているのではないかとの指摘もあることから、加害者等に対しては、「懲戒処分の指針について」（平成12年3月31日職職－68）を踏まえて厳正な処分を行うとともに、「懲戒処分の公表指針について」（平成15年1月10日総参－786）を踏ま

<p>えて適正な公表を行うよう留意すること。</p> <p>7 セクハラへの対応は厳正かつ適正に行われるべきものであることから、セクハラ防止、被害者の救済、<u>行為者等</u>の処分等に当たっては必要に応じて人事院と相談して対応すること。悪質なセクハラは特に公務全体の信用失墜につながるおそれがあり、当該セクハラが起きた府省と人事院とが協力して対応する必要があることから、その対応については、事前に人事院と相談するようにすること。</p>	<p>えて適正な公表を行うよう留意すること。</p> <p>7 セクハラへの対応は厳正かつ適正に行われるべきものであることから、セクハラ防止、被害者の救済、<u>加害者等</u>の処分等に当たっては必要に応じて人事院と相談して対応すること。悪質なセクハラは特に公務全体の信用失墜につながるおそれがあり、当該セクハラが起きた府省と人事院とが協力して対応する必要があることから、その対応については、事前に人事院と相談するようにすること。</p>
--	--

以 上